

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

指定施業要件の変更予定の保安林

開発行為に関する工事の完了

解の指定の一部改正

◇ 公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	昭和五十四年五月十五日

鳥取県告示第四百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
稲 村 昇 一	鳥国薬第四〇〇号	昭和五十四年五月二日
趙 太 順	鳥国薬第四〇一号	昭和五十四年五月八日

鳥取県告示第四百八十八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字大流、字下イノコ堀一四二四の一、一四二四の二、字上イノコ堀一四二五の一、一四二五の二、字下鳥居平ル一四二六の一から一四二六の三まで、字上鳥居平ル一四二七の一、一四二七の二、大字高橋字東大平ル（以上二字及び九筆国有林）

二(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(一) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字船上山ヨリ勝田山、字船上山、字勝田川頭西平八〇七の一、大字大父字矢咎山、大字尾張字ハツタヒ三七一第一、三七一の二、三七一の三、字高平三七二の一、三七二の二、字土矢倉三七三、三七三の一、字中ノ袋三七四の一、三七四の二、東伯町大字三本杉字押手、字山川谷東平ラ一七五三の二、一七五四、字山川谷西平ラ一七五七の四、一七五八の二、一七五九、一七六〇（以上四字及び十六筆国有林）

二(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(一) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字本谷奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三(一) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の図に示す部分に係る森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課、中山町役場、赤碕町役場及び東伯町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年八月一日 鳥取県指令受都計第二百六十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字東及び字御崎川尻(二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目二番地
米子市土地開発公社
理事長 河合弘道

鳥取県告示第四百九十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(麻かひの指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十四年五月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立由良育英高等学校 東伯郡大栄町大字由良宿字下の松四二二の一」を「鳥取県立由良育英高等学校 東伯郡大栄町大字由良宿字天神尾二九一の一」に改める。

公 告

昭和54年度鳥取県職員採用上級試験

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和54年 5月25日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和54年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数	試験の区分	採用予定者数
行 政	約20名	土 木	約4名	林 業	約2名
農業土木	約1名	農 業	約5名	社会福祉	約2名

3 対象となる職種

知事の事務部局、教育委員会事務局、警察本部等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の上級係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の6等級1号給の給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
行 政	昭和27年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者
土 木	昭和27年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた男子
林 業	
農業土木	昭和27年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた男子で、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和55年8月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
農 業	
社会福祉	昭和27年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた男子で、社会福祉事業法(昭和28年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有するもの又は昭和55年8月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式及び記述式)及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和54年7月22日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和54年9月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和54年10月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和54年11月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとく作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会に提出すること。

なお、申込受付期間中は、「試験の区分」の変更をすることができる。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和54年6月1日(金)から同月30日(土)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和54年6月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験(多校選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学
土木	数学、物理、材料力学、水理学、土質工学、測量、材料学、土木施工、河海工学、都市計画、下水道

農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水理、農地造成、土地改良、農業造構、材料施工、土質工学、農業機械、農業一般
林業	林業政策、林業経済学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、植物病理学
社会福祉	社会学概論、心理学及び社会心理学、社会福祉概論(社会病理及び社会保障を含む。)、社会福祉方法論、社会調査

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】